

田辺市周辺衛生施設組合事務局処務規程

制 定 昭和61年12月 1 日 規程第 1 号

改 正 平成29年 3 月 1 日 規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 田辺市周辺衛生施設組合事務局（以下「事務局」という。）の処務については、法令に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(職名)

第 2 条 事務局の職員の職名は、次のとおりとする。

事務局長、次長、主任、主査、主事、技師、事務員、技術員

(事務局長)

第 3 条 事務局長は、上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(次長)

第 4 条 次長は、上司の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局長に事故あるときは、次長がその職務を代理する。

(主任)

第 5 条 主任は、上司の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(職員)

第 6 条 職員は、上司の指揮を受け、分担事務に従事する。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、事務局の事務の処理及び職員の任免、服務等については、田辺市の職員に適用される規則、規程等の規定を準用する。

附 則

この規程は、昭和61年12月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 3 月 1 日から施行する。